

近年、性的マイノリティの人たちへの社会的関心が高まっているにもかかわらず、その理解は、未だ十分に進んでいるとは言えません。性的マイノリティの割合は、8.9%（2018年電通調査）とされており、児童・生徒の中にも存在するという認識が求められています。

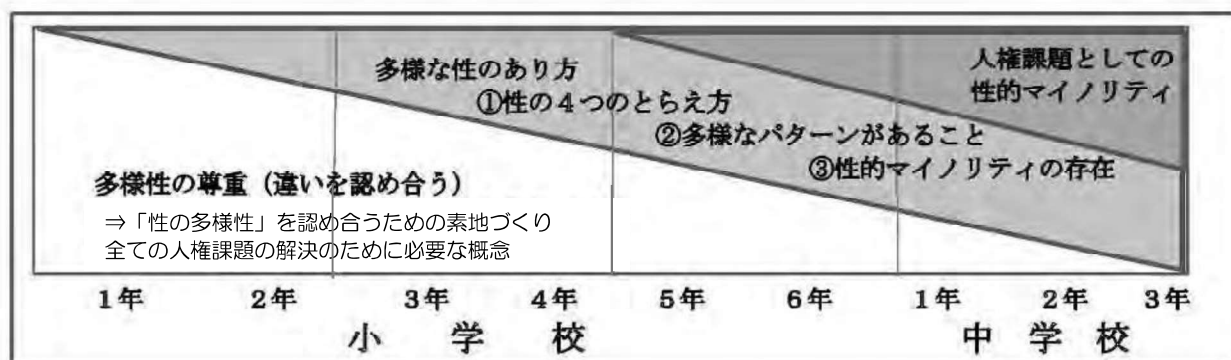
性的マイノリティの人権が保障されるために学校がすべきことは、性的マイノリティとされる児童・生徒への支援は当然ですが、すべての児童・生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容できるように指導し、性自認や性的指向の多様性について正しく理解できるようにすることも大切なことと考えられます。

### 「性の多様性」に関する学習の前提として

児童・生徒が「性の多様性」に関する学習を行う前提として、互いの違いを認め合い、自分らしさを大切にするという素地づくりが必要です。違いを認め合う、個人を大切にするといった「多様性の尊重」は、性的マイノリティの人権と共に、すべての人権課題のベースになるものであり、重要です。

「性の多様性」に関する教職員研修等を実施し、学校環境づくりや相談・サポート体制の整備、保護者との連携などを進めていく中で、児童・生徒に正しく理解させたいことが整理されてきます。「まずは授業ありき」とならないように留意する必要があります。

### 発達段階に応じた学習内容



#### STEP 1

どの人権課題にも言えることですが、まずは違いを認め合う、個人を大切にするといった「多様性の尊重」は小学校低学年から中学校までどの学年でもベースとして必要です。この概念は他の人権課題の解決にもつながるので、女性の人権（男女共同参画）「何にでもなれるよ!」「ちがいのちがいがい」などの学習内容が考えられます。

#### STEP 2

STEP 1の上に、「多様な性のあり方」の学習が位置付けられます。「多様な性のあり方」の学習は①性の4つのとらえ方（からだの性・こころの性・好きになる性・表現する性）②多様なパターンがあること（グラデーションのようになっていて、誰もがどこかに当てはまる）③性的マイノリティの存在などについて正しく理解させることが求められます。「科学的知見に基づいた、正しい理解」がポイントになります。

#### STEP 3

「多様な性のあり方」の一つの要素として、人権課題としての性的マイノリティの学習があります。これは小学校高学年以上から始まり、義務教育を終了する中学3年生にかけて内容を深めていくことが望まれます。「性の多様性」の学習として、いきなり「人権課題としての性的マイノリティ」を取り上げると、児童・生徒にとって唐突感のある授業になり、困惑や当事者探しを引き起こす恐れもあります。当事者の生きづらさを理解することは、性の多様性を学ぶ上で重要な要素ですが、それがすべてではありません。STEP 1、STEP 2の学習を充実させることがポイントになります。

#### <参考資料など>

「人権教育実践資料2 性の多様性を認め合う児童生徒の育成Ⅰ」 倉敷市教育委員会（平成29年3月）